

(電子メール施行)

平成29年(2017年)4月11日

一般社団法人 姫路薬剤師会会長 様

姫路市保健所長 田所 昌也

「血液製剤の使用指針」の改定について

平素より本市の保健衛生業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり、厚生労働省より通知がありましたので、貴会会員機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

(担当)

〒670-8530

姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 総務課 松岡

TEL : 079-289-1631

FAX : 079-289-0210

E-mail : hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp

参 考

薬生発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「血液製剤の使用指針」の改定について

血液製剤の使用適正化については、「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 28 年 6 月 14 日付け薬生発 0614 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添「血液製剤の使用指針」の積極的な活用をお願いしてきたところです。

当該指針が平成 17 年に改定されてから既に 10 年以上経過しており、今般、日本医学会の分科会に所属する日本輸血・細胞治療学会が最新の知見を集積した「科学的根拠に基づく輸血ガイドライン」を作成したことに伴い、最新の知見に基づき「血液製剤の使用指針」を全体的に改定し、本年 3 月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において、別添のとおりとすることが了承されました。

については、貴職におかれては御了知いただくとともに、貴管内医療機関において血液製剤の使用適正化が推進されるよう周知をお願いします。